

平成23年度 第5回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成24年3月28日(水) 午後4時～5時15分
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室
出席者 (敬称略:50音順)	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学教授) 委員 坂本 聰子(司法書士) 委員 吉川 和男(税理士) 委員 吉田 弘一(三重中京大学名誉教授)
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成24年1月から3月分) <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議(吉川委員抽出) 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度入札制度及び運用に関する意見書について ・次回開催日程

委員	松阪市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について 実施入札は91件、内工事が87件、委託が4件で、この3ヶ月間は、設計金額計は約12億9千万円、請負契約額計は約10億7千万円で、平均落札率84.00%、平均入札参加者は9.0者であった。これにより、今年度の総発注件数は合計507件で、内訳として工事が443件、委託64件であり、平成22年度の479件と比較すると28件増えて

	<p>5.8%増の結果となった。これは今年度の災害の影響があったものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置の運用状況について <p>今回の期間は指名停止措置となる対象はありませんでした。</p>
<p>●抽出事案の審議（吉川委員抽出）</p>	
<p>○今回の期間についても、数的な線引き以上または以下であったということから、落札率が90%以上と高かった案件、入札参加者が5者以下と少なかった案件を抽出した。その中でも課題として二つの要素について議論したい。</p> <p>まず、地域指定要件の継続した運用については問題があるのではないだろうか。地域指定型の飯南管内の発注についてはそのほとんどが入札参加者が少なかった案件に該当している結果となっている。災害の復旧工事のため地元業者への発注となったと考えるが、一様に入札参加者が少ないと考え整理が必要と考えるがどうか。</p> <p>二つ目としては、高値落札についての対応であり、やはり入札参加者が少数の案件は比例して高落札となる傾向があると見るがどうか。</p> <p>また、今回は1月7日の新聞記事にも取り上げられておりましたが、新しい清掃工場の建設であるごみ処理基盤施設整備事業の入札が119億7千万円の落札結果となったことについて、談合できない独特の入札方法とのかことや、予定価格より約100億も下回って安く落札されたこと等について説明いただきたい。</p>	<p>入札参加者が少なかった案件について、公告463号、479号の管工事、公告469号の防水工事、公告429号の造園工事、公告438号の港湾工事など専門性の高い工事や履行実績を条件としたことから入札参加が少なくなったものと考えている。公告507号の清掃工場建設工事の監理業務についても建設</p>

コンサルタントの廃棄物部門登録が少数な上に履行実績や技術者の配置要件を条件としたことから少なくなったと考えるところです。

入札参加者が5者以下となった33案件の内、1500万円未満の土木一式工事を対象とする地域指定型での発注は27件あり、その内、飯南管内の対象案件が19件、一志管内の対象案件が4件、本庁管内が4件となっており、飯南管内の案件においては他の管内と比較すると入札参加者が明らかに少数であった。地域指定型については、近隣4町との合併協議の結果が発端であり、受注の激減緩和措置という趣旨で当初3年間の予定のものであったが、緊急時の対応のための業者保護・育成という考えから、分割した各管内の発注と受注のバランスを比較、検証し毎年延伸を行っている。地域指定型の継続の是非については、今年度の災害復旧工事の集中発注に対処するために、現行入札契約制度で手持ち工事件数の緩和や現場代理人の兼務を検討する中で、遠隔地の工事を受注することは経費的負担が大きく、それによる経営上の逼迫や工事の品質低下を招く恐れがあること、災害時の応急工事や除雪融雪作業においては地域の地元業者の支援体制が不可欠であること、飯南管内の工事の発注件数を他と比較すると1者当りの受注機会の可能性が約半分と低いこと等から、業者の保護・育成の観点から一定の受注を確保する必要があると整理しています。また、飯南管内での土木一式工事の登録業者は22者あるが、国や県の災害復旧工事も含めた手持ち工事が多い状況であったことから1案件につき2者、3者の入札参加しか得られないという状況になったものと捉えている。

落札率が90%以上であった案件については、参加可能な業者数が一定数確認できているものの結果として参加者数が少数となり、かつ、高い落札率となる結果が見受けられ

る。今回の抽出案件の中で、消防設備改修工事や防災行政無線の戸別受信機設置工事については、専門性の高い工事であり、機器の特殊性や技術者の配置要件がその要因と考えられる。なお、防災行政無線の戸別受信機設置工事については、予め設計価格に一定の率を乗じる希望価格方式により発注した工事であることを補足いたします。

また、ごみ処理基盤施設整備事業に関する受注業者選定の経緯につきまして、この事業の目的は、現在稼動しているごみ焼却施設及び破碎施設の老朽化に伴い、新たに焼却（熱回収）施設と粗大ごみの破碎選別施設（リサイクルセンター）を建設することを行うことを目的としており、プラントの建設工事費と建設後発生する運転・維持管理業務委託費をライフサイクルコストとして合算した価格での競争入札を行ったものです。事業期間は平成 47 年 3 月 31 日までとし、建設工事が、平成 27 年 3 月 20 日まで、運転・維持管理業務委託（契約）期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日までの 20 年間としています。発注公告以後の契約までのスケジュールは、発注公告を平成 23 年 9 月 21 日（水）に行い、入札期間を平成 23 年 12 月 12 日（月）から同年 12 月 16 日（金）までとし、入札参加資格審査申請書等の提出期間を平成 23 年 12 月 19 日（月）から同年 12 月 21 日（水）までとし、開札日時を平成 24 年 1 月 6 日（金）としましたことから、入札書を作成、投函する段階では入札参加者が分からない仕組みとなっておりました。また、特徴的と言われる予定価格の設定については、その予定価格 ¥21,900,000,000 円（税抜き）を他の自治体の類似施設の建設工事の契約金額を基に松阪市の予定する施設規模に応じた経験則による換算を行い建設工事費を算定し、運転維持管理費についても、同様に他の自治体の運転経費

<p>○地域指定型の飯南管内で登録が 22 者あるとのことだが、災害復旧工事を含めて今期受注した業者は何者になるのか。</p> <p>○地域指定型を当初3年の予定に定義したのはどのような意図があったのか。</p>	<p>から t 当たりの処理費用を算定して予定する処理量に応じた委託金額を算定しています。このことにより、メーカーとの見積り等による仕様の固定化や、官民の接触を極力差し控えることが公平な入札につながるものと考え、通常的设计の手法と異なる方式で設計価格を定めたものである。なお、最低制限価格については、国内大手のプラントメーカーが参加する入札であり、施工上の品質についても十分に確保されること、工事の特殊性も著しく企業の持つ技術力や建設におけるノウハウなどを最大限引き出す上からも設定を行いました。</p> <p>入札参加資格としては 22 者の登録があるものの、地理的な現況から入札参加は施工場所により限定される傾向があり、すべての業者が入札参加してくる状況ではない。受注はおよそ 7~8 社であり、実際に入札参加してくる業者は一通り受注した結果となっている。</p> <p>市町村合併の協議結果であり、工事受注の激減緩和措置であった。また、現実としてどのような入札参加の状況となるか予想ができないということもあったかと考える。それを基とし、現在は各管内のバランスを見ながら 1 年 1 年延伸している状況である。なお、本庁管内の工事発注 99 件に対して登録業者は 88 者で、1 者当たりの受注期待が 1.13 件、管内の設計金額を 1 者当たりに換算すると約 410 万円の受注期待となる。一方で飯南管内工事発注 15 件に対して登録業者は 22 者で、1 者当たりの受注期待が 0.63 件、管内設計金額を 1 者当たりに換算すると約 250 万円の受注期待となるという状況が確認で</p>
--	---

<p>○業者数の推移はどのようになっているか。</p> <p>○私個人としては災害時のことを考えると継続しても良いと思う。毎年の延伸ではなく発注基準として固定してみてもどうか。</p> <p>○現況で判断するという趣旨は理解できるが2年とか3年のスパンで判断するという選択肢もあっても良いのではないかと考える。</p> <p>○落札率が90%以上と高かった案件については、以前から課題となっている最低制限価格を下回って多くが落札外となる不合理的なものもあったのか。</p> <p>○ごみ処理基盤施設整備事業の落札状況については、3者とも入札金額の建設工事費と運転・維持管理費のバランスは似通っているのか。</p> <p>○予定価格の算定は正当であったのか</p>	<p>きている。</p> <p>合併や休業等もあり、減少の傾向にある。災害時の緊急対応の事を考えると地元業者の保護・育成は重要であると考えているところである。</p> <p>本庁・一志・飯南の三管内の発注状況と受注のバランスを直近の状況で検証し延伸を決定することが重要と考えている。</p> <p>今回の落札率が高かった11件においては、専門性の高い工事や山間部の災害復旧工事が多くその採算性から高い応札となったと考えられる案件もあり、顕著な例であったのは2件であった。ただし、3～5%の発生率となっており、発注件数の多寡に関わらずこの発生率は統計的にほぼ近似値となっている。</p> <p>3者とも入札金額は類似しており内訳のバランスも同様であった。それらを比較しても落札業者だけが極端に入札金額が低かったということはなく競争性が十分発揮されたものと捉えている。</p>
---	--

<p>○同様の予定価格の算定方式で、予定価格付近の高い落札があったような事例はないのか。</p> <p>○予算上はどのようなになっているのか</p>	<p>国の資料によると同様の工事事業で落札率が 90%のものもあれば 70%台のものもあり多様である。今回の当市の落札率は 54.65%であったが、最近、青森県の方でも同様の落札結果があった。</p> <p>この方式での予定価格の算定は松阪市が初めてであり、前例はなく当市の結果が一つの指標となることもあろうと考える。</p> <p>工事費は 3 年間の運転維持管理は 20 年間の債務負担行為として計上されている。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
	<p>対象として 38 件の随意契約案件があるが、その内 29 件は昨年度と同様の事案であり、概ね昨年時に「地方自治法上、止むを得ないが価格の妥当性、適正性を担保するように検討されたい。」との意見をいただいております。それらの案件も合わせて意見聴取をいたしたい。</p> <p>①住民記録バックアップシステム改修委託</p> <p>住民基本台帳法の一部を改正する法律が外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるよう所要の改正が行われた。この改正に対応するため既存の住民記録バックアップシステムの改修が必要となり、この住民記録バックアップシステムは、当該業者が導入したシステムであり、今回の改修委託業務は、当該システムと密接に関連する付随的業務であるため業務を行える業者は他に無いため随意契約するものである。</p> <p>②～⑤一般廃棄物収集運搬業務</p>

本業務は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法」に基づく代替業務の位置づけであるため、他業者の参入は認められないため随意契約するものである。

⑥～⑩松阪市（第一～第五）地域包括支援センター運營業務

地域包括支援センターは、平成 18 年度の介護保険法改正により制度化された機関である。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の 3 職種の専門職員の配置が義務付けられており、包括的支援業務と呼ばれる 4 業務等を行うもので保険者が実施主体となるが、その運営を適切に実施できる法人へ委託することができるとされている。センターに関するすべて事項を所掌すると規定されている運営協議会で承認された事業者であること、地域との信頼関係の上に成り立つ業務であることから実績を積み質の担保を図っていること、また高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に位置付けられ中長期的な見通しを持った運営が望まれること等から、当該業者については、医療との連携を推進する要となり得ることが重要な点として勘案され、専門職の配置なども可能であることから委託を行うこととなり、以後、センター運営のノウハウを築いていることから随意契約するものである。

⑪障害者（児）相談支援事業

障がい者の相談支援については、市福祉課及び相談支援事業所「こだま」が中心となり実施しており、同事業所の相談支援は、地域活動支援センター事業の一環として行われているものである。

現在、県の指定相談支援事業所が同事業所だけであり、同事業所により障がい者等からの一般相談支援が実施されており、ま

	<p>た、入院・入所している精神障がい者の地域移行・地域定着のための支援を行っている事業所としても同事業所だけであることから、専門的な支援ができる機関として、当該事業所と随意契約を行うものである。</p> <p>⑫読書室いきいきプラン事業 読書室いきいきプラン事業は、平成17年度より業務委託契約を締結し、学校読書活動の充実を図っているものであり、学校の読書室運営における業務を十分に行っていける事業者であることが必須条件となる。これまでの成果を引き継ぎ、より向上させることのできる事業展開、司書の雇用方法・雇用条件、司書の研修体制・研修内容等、学校現場や生徒の実態に即した業務内容を評価し選定したいため、プロポーザル方式を採用し随意契約するものである。</p> <p>⑬外国語指導助手派遣事業 外国語派遣事業は、平成22年度から派遣契約を結び、英語教育等の国際化の推進を図っている。今年度も継続して外国語指導助手の派遣を行い英語教育を推進していくことから、公立学校の英語教育におけるALTにかかわる業務が十分できる事業者であることが必須条件であり、本市に合った事業展開、講師の採用方法・採用条件、講師の研修体制・研修内容、トラブル等に対する指導體制を評価し選定したいため、プロポーザル方式を採用し随意契約するものである。</p> <p>⑭平成23年度トータリゼータシステム保守委託業務（本場） ⑮平成23年度トータリゼータシステム保守委託業務（川越） 本業務は、競輪開催に係る装置・端末・</p>
--	---

	<p>販売・払い戻し等のシステム保守業務である。松阪競輪場のシステムは、当該業者のものを使用しており、システムが多岐にわたり構築されているため、当業者の専門者が従事する必要がある、発売機・払戻し機・オッズ等は当業者のシステムを継続して使用する為、当該業者と随意契約するものである。</p> <p>⑩平成 24 年度場内テレビ上映業務及び監視テレビ業務委託、</p> <p>本業務は、本場及び川越場外の場内テレビの設置、それに伴う上映放送・映像の配信等を行うものであり、監視テレビの更新を平成 23 年度中に行う事により場内の安全・安心の確保のためのシステムも構築している。また、本業務のためのTVは当該業者が管理・運営・設置を行い、地上デジタル放送の対応により場内のテレビのデジタル化も順次行ううえでの場内TV及び監視カメラの管理・設置はすべて当該業者が行っており、設置されているすべてのTV・機材等の入れ替え（約 300 台）を行うとコスト面で多大な不利を被ること、日本自転車競技会の着順判定業務や審議映像を熟知し本場開催時の運営の安全性が保つことが可能であることから本業者と随意契約するものである。</p> <p>⑪平成 24 年度自転車競技会競技委託料</p> <p>本業務は、競輪開催時の競走に関する審判、番組編成、検車、選手管理等の競輪競技に関する専門的な知識や技術を必要とする業務であり、自転車競技法により（財）日本自転車競技会以外に委託できる事業者がないため随意契約するものである。</p> <p>⑫広報広聴補助業務等委託業務</p> <p>⑬広報発行事業自治会配布業務</p> <p>ポスターの掲示・回覧物の回覧・広報広</p>
--	--

聴補助業務等及び広報紙・チラシ等の配布については、長く自治会に依頼してきており、地域の状況を最も良く把握し、住民の居住状態を最も良く把握している自治会を通じて行うことが、効率かつ信頼できる方法であるため、自治会を統括する自治会連合会と随意契約するものである。

⑳ 空港アクセス線・三雲松阪線運行業務

㉑ 廃止代替バス運行業務

㉒ 市街地循環線運行業務

㉓ 嬉野地域コミュニティバス運行業務

道路運送法に基づく路線の許可、J R 松阪駅前のバスターミナル使用、継続運行実績による路線及び輸送形態の熟練性等の理由から、当該業者と随意契約するものであります。

㉔ (平成 24 年度) ごみ焼却施設運転維持管理業務等委託

第二清掃工場は昭和 59 年 4 月から本格稼動しており、その運転維持管理業務については、当初より当焼却施設メーカーであるグループ会社で設計施工した施設の運転維持管理を専門に請負う当該業者に委託している。今日に至るまで、事故も無く、適正に業務を遂行しており、当業務は特殊施設の運転維持管理であるため、特殊な技術と経験が要求され、更にメーカーからの密接な技術供与が不可欠である。それらの条件を満足し、且つ、施設のトラブル発生時にその責任の所在が明確となり、対処が円滑に行える業者は他に無いため随意契約するものであります。

㉕ 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業委託業務

湛水防除施設は台風や大雨等に備え、適切に排水機が稼動できるよう日頃から十分な維持管理をしていくことが必要であり、当該

	<p>連合会には管理技術者や組織体制が整っており、施設の地元管理者や市の担当職員に技術指導ができるため、年間管理委託を行い、施設の点検整備や操作の実施を行い適切な維持管理を行っている。今回は 35 機場について業務を委託するものであり、排水機場間における公平性また技術的経験・知識を擁し現場状況等の精通度合いを鑑み、当該連合会に委託することで、安全・円滑かつ適切な施設の維持管理及び運転が図られると考えることから随意契約するものであります。</p> <p>②平成 24 年度電子入札システム保守運用支援業務委託</p> <p>本業務は、電子入札システムを介しての入札業務の円滑な履行を担保させるための保守業務であり、入札業務の性質上、不具合や故障等の発生時の対応や参加者からの操作上の問い合わせに対しては、迅速かつ的確な対応が必要不可欠となります。そのため、電子入札システムの特殊性からもシステム上の特許権や操作や技術的なノウハウを有することが受託業者として必要不可欠となり、契約の相手方となる当該業者以外には業務の履行並びに目的の達成は困難なことから、随意契約といたしたい。</p> <p>②税務総合システム等業務</p> <p>②税務総合システム構築業務</p> <p>税総合システムは市内部の様々なデータ（住基台帳）と密接に関連し作成されたものであり、各税の過去の経過を残しながら税計算を継続していかなければならないとともに、税制改正に伴うシステム改修を随時行っていく必要があります。これら業務のベースとなるシステムについては、松阪市と当該業者で松阪市仕様として開発、導入したものであることから、当該業者と随意契約するものです。</p>
--	---

	<p>㊸MCTV閉域回線利用契約</p> <p>外局からの庁内LANへの接続については、接続回線を平均的に高速化すると共に経費削減を図ることとして、平成18年度から接続サービスメニューを変更した。このことにより、市内全域でサービスの提供が受けられるNTT西日本及びMCTVから、回線サービスの提案及び見積徴収を行ない決定したものであり、専用の機器導入も行ったことから今年度も引続き同サービスにより随意契約としたい。</p> <p>㊹ネットワーク運用支援委託</p> <p>合併により、全庁における新たな情報ネットワーク基盤を構築したが、これについては高度な技術を採用し、庁内で運用する様々なネットワークシステムをそれぞれ安全かつ高品質なものとする中で日々の安定運用を行ってきているところである。このネットワークシステムの基本設計は基幹システム運用業者である日本IBMが関わり構築されており、同社の支援により、拡張性、安全性及び信頼性を確保し、日々の安定した運用を行なう必要があるため随意契約としたい。</p> <p>㊺松阪公園ほか18箇所公園等清掃除草委託</p> <p>当委託業務は、都市公園内の除草、清掃作業で、高齢者の作業により履行可能な業務である。また市内に点在した大小19箇所の公園の清掃、除草作業であり、小さい公園では、短時間で作業を行なう事が可能なことから、一般の業者が実施するのは業務的にも不利であり一般競争入札には適さないと判断する。これらのことから当該業者と随意契約を行ないたい。</p> <p>㊻資源物選別作業等業務委託</p> <p>平成12年度より本庁管内では資源物の回収を開始し、当初から資源物の選別作業</p>
--	--

	<p>を当該業者に委託している。資源物の選別作業をするにあたり、選別の経験と知識による作業効率を勘案し、当該業者に選別作業を委託し随意契約としたい。</p> <p>③資源物選別作業及び日曜受付等業務委託</p> <p>平成12年度より本庁管内では資源物の回収を始めるとともに、15年度から第一清掃工場において、18年度からは第二清掃工場においても日曜日の資源物受付業務を委託。平成22年9月より土曜・祝日(月曜日の祝日を除く)の受付業務を委託。日曜受付業務と資源物の一部の選別作業を15年度より当該事業団に委託している。資源物の日曜受付業務及び資源物の選別作業をするにあたり、選別の経験と知識による作業効率を勘案し、当該事業団に選別作業を委託し随意契約としたい。</p> <p>④夜間・休日を含む配水管及び給水装置修繕等にかかる委託</p> <p>安全安心な水を安定供給する使命のなか、夜間などの突発的な漏水事故等に水道部や業者も迅速な対応が困難であったため、旧松阪市で市内業者に呼びかけ協力を申し出た数社により、昭和49年7月24日に常に職員待機及び緊急対応を可能とする会社を設立されたため、上下水道部として随意契約を行ってきた。夜間休日での突発的な漏水修理や閉開栓など、緊急を要する対応等については通常の業者では対応ができず、緊急時に備え1年間365日にわたり常に職員、技術者、資材等を確保して体制を整え、約30年間にわたりの確に業務を遂行している業者と随意契約をいたしたい。</p> <p>⑤松阪市防災行政無線設備保守点検業務委託(本庁管内)</p>
--	--

平成 20 年度から整備を進めている松阪市防災行政無線親局設備及び本庁管内 136 局の屋外拡声子局が平成 22 年度に完成し、住民の生命に関わる防災情報を伝達している中、設備の維持管理、通信障害等を防止するため、保守点検を実施することが必要である。松阪市本庁管内防災行政無線設備は、当該業者の独自仕様により整備したものを用いており、システムを熟知した当該業者以外のものが本業務をおこなうことは困難であり、また、機器の調整方法・性能・仕様等に熟知し、機器不具合によって設備が故障した場合でも迅速な対応が可能であることから当該業者と随意契約としたい。

⑳電話催告業務委託

現年度市税収納率向上を図るために従来の滞納整理に加えて、民間活力を利用した滞納整理の必要性が高まる中、民間委託を検討した結果、平成 20 年度より電話催告を民間へ委託することとした。平成 20 年度以降の実績について、成果が上がっており、平成 24 年度も引続き民間委託を実施するものである。電話催告業務委託は個人情報の取扱や税知識の取得方法等の詳細を把握する必要があるため、単価入札ではその把握が困難であると判断し、平成 20 年度にプロポーザル方式で業者を決定した。平成 20 年度以降の電話催告の実績及び催告員の納税交渉力等を考慮すると他の業者に委託することが適当ではないと判断をするものであることから、随意契約するものである。

㉑松阪の魅力発掘・発信業務

緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用することから、平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者の就業機会を創出・提供することを目的に、ラジオ番組の制作等に係る新規雇用を行うものであり、このこと

<p>○防災行政無線設備保守点検業務委託について、防災行政無線については今年度何度となく議論した工事についての保守点検業務の内容であろうが、この契約金額についての妥当性の検証はどのように行ったのか</p> <p>○人的配置のみの金額としては高額であるように思う。</p>	<p>から、三重県内のラジオ放送局の中で、県域内雇用の創出を実現し、番組を編成する権利を有し、県域及び県外への情報発信を行うことを目的とする当該事業を請け負うに適した放送局は三重エフエム放送㈱に限られることから、随意契約を行うものである。</p> <p>⑳給食炊飯委託</p> <p>三重県内の各市町における学校給食用米飯については、大半が当該業者から物資(米)の供給を受けているが、炊飯設備がない市町においては、三重県が一貫した監視指導のもとで、当該業者が炊飯加工施設を選定し、米加工食品としても供給を行っている。本庁管内の小学校(単独調理場)18校と嬉野管内の小中学校(共同調理場)5校は、炊飯設備がないことから、当該業者を長年に渡って利用してきた経過があり、また「食の安全」と言う観点からも、安全・安心で米飯の供給をできる者は、三重県の指導のもとで事業を行う当該業者しかいないため、随意契約といたしたい。</p> <p>当市と同様に津市と多気町が防災行政無線設備の保守点検業務委託を行っており、業者の違いはあるものの類似した金額であることを確認している。ただし、保守の関連については、先ほどのごみ処理基盤整備事業と同様に今後はライフサイクルコストとして合算した価格を求めていく必要があると考える。</p> <p>市内にある基地局が136箇所、本局でテスト発信を行い基地局での受信を確認すると</p>
---	--

<p>○市役所庁内のネットワークの保守についても同様に今後はトータルのコストを求めていくべきと考える。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>何れの案件についても止むを得ないと解するが、価格の適正性を担保するよう検討されたい。</p>	<p>いう作業がその業務内容となることから4～5人で1チームの体制で点検に回ると聞いている。専門的な内容であることや技術者が名古屋から来ることで採算性との関連もあると思われる。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員について</p>	
<p>次回開催日を平成24年4月23日(月)の9:30～とする。</p>	